**行政改革推進本部 行政事業レビューチーム**

**ＥＢＰＭ特別班 提言**

**～ＥＢＰＭを形式から実質へ～**

平成29年6月22日

自由民主党

行政改革推進本部

行政事業レビューチーム

ＥＢＰＭ特別班

我が国の直面する様々な政策課題に、政権与党として責任をもって取り組んでいく上で、限られた予算・資源のもとで政策効果を最大限発揮させるために、証拠に基づいて合理的に政策判断を行うEBPM（Evidence Based Policy Making）は、極めて重要である。このことは、国民の信頼に値する効率的な行政を実現するという意味で、まさに行政改革の取組である。自由民主党 行政改革推進本部は、このような観点から、昨年5月に提言を行うなど、EBPMの推進に積極的に取り組んできた。

他方、昨年12月、我が党を中心に立案した「官民データ活用推進基本法」を成立させた。この法律は、官民挙げて各々が保有するデータを共有し、利活用する環境を整えることが超少子高齢社会における行政の無駄の排除、企業の生産性の向上、社会保障や教育への投資の拡大等につながるとの基本的な考え方の下、国や地方公共団体、企業等が講ずべき施策等を定めたものである。

法の基本理念の一つとしてEBPMの重要性も定められているところであり、これは、EBPMがデータの適正かつ効果的な活用を推進する取組として極めて重要な取組であり、政府全体として総合的かつ有機的に進められるべきとの考えを表したものである。

また、EBPMを進める上での重要なデータの一つである統計データに関しては、党行政改革推進本部の提言も踏まえ、政府において、本年１月に、統計改革推進会議を立ち上げ、統計改革に関し検討を行い、5月19日に最終取りまとめを行った。

こうした「官民データ活用推進基本法」の成立・施行、同法に基づく「官民データ活用推進基本計画」の策定（5月30日閣議決定）を踏まえ、また、統計関係の政府の取組に更なるモメンタムをつけるべく、行政事業レビューチーム EBPM特別班では、6人の有識者との意見交換を行うなど、精力的に議論を重ねた。

そこでの議論を踏まえて、我が国の行政をエピソード・ベースド・ポリシーからエビデンス・ベースド・ポリシーに転換すべく、Evidenceに基づく政策判断が形式だけでなく実質的に定着するよう、以下の提言を行う。

**１．EBPMの推進体制と実践**

**（１）EBPM推進体制の整備**

「官民データ活用推進基本法」に基づく基本計画に、EBPM推進体制、すなわち、各府省でEBPMの推進を総括する責任者を置くとともに、総理が議長で全閣僚からなる官民データ活用推進戦略会議の下に政府横断的な体制（EBPM推進委員会）を整備することが明記された。

現在、政府部内において、EBPMに関連する取組としては、内閣官房行政改革推進本部における行政事業レビュー、総務省行政評価局における行政評価調査、各省における政策評価（基本計画、実施計画の策定）、総務省統計委員会における統計改革等があるが、こうした取り組みを相互に連携・関連させ、政府一体での取組を推進する観点から、官民データ活用推進戦略会議（EBPM推進委員会）の下、上記組織や各々の取組内容について齟齬や重複が生じないように更なる体制整備の検討が必要である。

**（２）EBPM優良事例の蓄積**

上記（１）の体制整備を行いつつ、同時並行して、EBPMの取組を早急に前に進めるため、本年度から、政策・施策・事務事業の各段階（①経済・財政再生計画のKPI、②政策評価、③行政事業レビュー）において、焦点を絞ってEBPMを実践することで優良事例を積み重ね、府省全体に周知し横展開すべきである。優良事例は、積極的にメディアにオープンにすべきである。

**（３）アウトカム指標の統一化**

政府方針と担当部局の成果目標（アウトカム）※１との間に乖離があるケースが見られる。例えば、自殺対策について、政府方針は「平成28年度までに自殺者を2万4428人以下」にすることだが、担当部局の成果目標（アウトカム）は「平成28年度までに『自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合』を40%に引き上げる」こととしており、後者がアウトカムであるかどうか疑問であるし、両者の因果関係が不明である。政策・施策・事務事業※２でのEBPMの実践を、相互に整合性を持って進めるべきである。

**（４）法律改正時のEBPMの徹底**

法律改正に関する公表資料を見ると、立案の根拠としたデータが明記されていない例が散見される。法律改正は国民生活にとって重要な制度変更であり、公表資料で立案の根拠としたデータをきちんと明記すべきである。

**（５）省庁間のデータ（統計を含む）の利活用**

行政の保有するデータの棚卸とオープンデータ化を促進し、統計やデータに対するニーズ・要望を府省内で政策部局から統計部局等に伝えるだけでなく、府省にまたがる場合は、政府横断的に共有し「府省の壁」を超えてデータや統計が利活用されるようにすべきである。

※１ 「成果目標（アウトカム）」：事務事業の目的に照らし、達成すべき成果の目標を行政活動の結果、国民生活や社会経済に及ぼされる影響や効果により設定したもの。

※２ 「政策」：特定の行政分野の基本的方針

※２ 「施策」：政策を実現するための具体的な方策や対策

※２ 「事務事業」：施策を具体化するための個々の行政手段

**２．EBPMにおける重要データの一つである統計の改革の推進**

**（１）統計法の抜本的な見直し**

現行の統計法は、歴史と伝統があるが、現在はIT関連技術の進展とともに、大量かつ多種多様なデータをリアルタイムで収集・分析・加工することが可能となっており、このような時代における統計調査の方法、内容、統計処理方法をはじめ、効率的かつ効果的な新しい統計法の在り方について、統計改革推進会議の最終とりまとめを踏まえつつ、引き続き更なる見直しを行うべき。

その際、他の官民データとの連携、データの標準化、分野横断的なプラットフォームの構築を推進するとともに、既に存在する民間における知識や技術、サービス等を積極的に活用し、統計業務における費用削減にも努めるべきである。

**（２）ビジネスレジスターの推進**

行政記録情報の活用方法として、欧米で活用されている「ビジネスレジスター」（行政記録情報や統計調査など様々な情報源から作成され、主に統計に利用される企業や事業所のデータベース）がある。中には統計調査を独自に行わずに「ビジネスレジスター」を利用して大半の統計を作成している国もある。統計行政の効率化にも資するこのような取組を我が国でも加速化し、企業に関する年次統計調査を拡充すべきである。その際、政府が保有する法人活動情報を一括検索、閲覧、取得できるワンストップサービスである「法人インフォメーション」の積極的な活用について検討すべきである。

**（３）パネル調査の実施や公表の時期**

このほか、我が国はサンプル調査が主流であり、追跡（パネル）調査があまり行われていないが、パネル調査はEBPMを行う上で極めて有効なツールであり、積極的に活用すべきである。

また、大量かつ多種多様なデータの収集・分析・加工がリアルタイムで可能となる中、統計結果の公表のあり方についても、公表間隔の縮小も含め、見直すべきである。

**（４）統計委員会の機能強化**

上記（１）の統計法の抜本的な見直しを行うに当たっては、統計委員会について、諮問によらず自らの判断で課題を設定して審議・建議を行えるようにするほか、民間統計との連携も含め、利用者の視点に立った柔軟かつ迅速な対応ができるような仕組みを導入すべきである。

**３．EBPMのための環境整備**

**（１）オープンデータの更なる推進**

EBPMは、行政情報と民間（企業・市民）データを組み合わせることで、より高度な分析ができるようになることから、民間を含めたオープンデータの取組と連携することが効果的である。

このため、「官民データ活用推進基本計画」に基づき、政府一体となって、オープンデータの更なる推進を図るに当たっては、①コンピュータで自動処理できるようになっているか（PDFやスキャン画像は不可）、②データの品質が確保されているか（きちんとした収集方法で集められたデータか）、③データの信頼性が確保されているか（誰がどうやって作ったデータか）に留意すべきである。

また、コンピュータの自動処理のためにはデータの標準化が必要である。データを探すときに必要なコード（分類）の標準化、データの定義（例「世帯」）を明確にするためのデータディクショナリーの整備、データ構造（フォーマット）の標準化のための共通語彙基盤（IMI）の加速化を図るべきである。因果関係の分析にAIを活用することも検討すべきである。

**（２）統計APIの公開**

全国統一フォーマットで整理されたデータをAPIで提供すべきという民間事業者の声も強い中、約4割の自治体がオープンデータの課題としてデータ形式など技術的課題の検討が済んでいないと回答している。統計データについても、他の官民データとの連携が可能となるよう、オープン化の付加価値も勘案しつつ、データ形式の統一化やAPIの公開を進めるべきである。

**４．人材育成とリソースの確保**

**（１）“Data-driven”型人材の育成**

急速なグローバル化と技術革新により、将来の変化が予測困難な時代となる中、必要な人材像も、単にデータを根拠とする“Data-based”型人材から、データにより課題を発見し解決に導く“Data-driven”型人材に変化している。アメリカやイギリスなどでは、コンピテンシーの認証等により「人材の見える化」を図っていることを踏まえ、我が国でもデータ分析人材（官庁データサイエンティスト）の育成・確保に取り組むべきである。

例えば、米連邦政府人事管理局（OPM）の行政プロセス改善の統括責任者（ブラックベルト）の研修プログラム（4か月にわたり計4週間、実務の合い間に研修。「いかにしてチームを“Data-driven”型意思決定に導くか」「いかにして見かけのデータから真の原因（root causes）を見つけ出すか」等）を参考に、EBPM推進を総括する責任者の研修方法・内容を検討すべきである。

上記ビジネスレジスターの高度な運用のため、企業組織構造や企業会計に知見がある人材も育成していくべきである。

**（２）統計人員の選択と集中**

国・地方の統計職員数は長期的に減少している一方、その業務の在り方については、統計法の抜本的な見直しの中で、ITの利活用による調査の徹底を図るなど、業務改革を行い、必要とされる職能の明確化と適正な人員の選択と集中を図るべき。その際、ビジネスレジスター、ビックデータ、AIやICTなども活用し、経済統計など基本的な統計の集約化・一元化によりリソースを生み出すことも検討すべきである。

**５．党におけるEBPMの推進**

EBPMの実現には息の長い取り組みが必要であり、一過性のものに終わらせてはならない。イギリスでも90年代に当時のブレア政権が強力にEBPMを推し進め、その後20年経過してようやく政治や行政の隅々にまで根付きつつある。したがって、党行政改革推進本部では、政府が策定した「官民データ活用推進基本計画」に基づき、EBPM推進の取組や政府の統計改革が停滞していないか今後もフォローアップするとともに、党の政務調査会でも政策や予算の議論においてEBPMが図られているかどうか徹底すべきである。

以 上